

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく代替性検証(案)に対する意見募集の結果について

令和3年4月13日

事 務 局

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証(案)について、本研究会第42回会合において提示し、令和3年3月3日(水)から同年4月2日(金)まで意見募集を実施。

意見募集の結果、12件の意見提出があった。

意見募集期間:令和3年3月3日(水)～同年4月2日(金)

意見提出者一覧

意見提出者 12件(法人:12件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	フリービット株式会社
2	株式会社インターネットイニシアティブ
3	株式会社NTTドコモ
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
7	株式会社オプテージ
8	ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社
9	ソフトバンク株式会社
10	富士通株式会社
11	KDDI株式会社
12	日本通信株式会社

1. 全体

<テレコムサービス協会、IIJ、オプテージ>

- 接続の提供条件が公表されて間もないこともあり、現時点で代替性の評価を行うことは、時期尚早。

<テレコムサービス協会、オプテージ>

- 制約的な提供条件がある場合には、代替性があるとの判断はすべきでない。
- MVNOにおいて多様な料金メニューを利用者に魅力的な料金で提供可能とする水準かどうか等、見直し後の音声卸料金の水準も一定程度評価に加味することが適当。
- MVNOとの協議結果等について一定期間経過後に二種指定事業者に報告を求め、その報告を元に代替性を再評価することを要望。
- 現時点で認識し得ない課題が生じていないか、それが公正競争上の弊害を生んでいないかを、ガイドラインに則り継続的に確認していくことが必要。

<日本通信>

- 今後、卸契約交渉が進展し、継続的に音声卸料金が引き下げられていることが確認できて初めて代替性を評価すべきであり、現時点で評価は時期尚早。特に中継事業に係るコスト引き下げが重要であることから、中継事業市場の透明化の進展が求められる。
- IMS基盤を利用した接続による音声通話サービスの提供の実現を目指すべきである。

1. 全体

<TOKAIコミュニケーションズ>

- ▶ プレフィックス自動付与機能は本来の接続ではないが、評価の観点a)、b)について、現時点ではコストを下げる点では評価できる。
- ▶ 他方で中継電話事業者の料金・手続等にMVNOが大きく左右されることになり、将来にわたってMVNOが競争力を維持できるか、何かしらの評価・検証が必要であり、継続的な検証を行っていただくことを希望。

<NTTドコモ>

- ▶ プレフィックス自動付与機能によって、モバイル音声卸の実質的かつ代替的な選択肢を提供出来ており、接続による代替性は十分に確保されている。
- ▶ 音声卸料金の見直しにより、モバイル音声卸を能動的に利用したいとするMVNOが複数存在。
- ▶ プレフィックス自動付与機能は、MVNOの意見を踏まえ、MVNOの負担が限りなく小さくなる方式として提案したものであり、今後、MVNOからIMS接続等の要望があれば、真摯に協議に応ずる。

<KDDI>

- ▶ プレフィックス自動付与機能によりモバイル音声卸と同様のサービスを提供可能であり、プレフィックス自動付与機能の存在に起因して現に契約交渉の適正化に寄与していることを踏まえ、プレフィックス自動付与機能は代替性があると合理的に評価できる。

他、賛同意見1件(富士通)。

2. a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

<テレコムサービス協会、IIJ、オプテージ、フリービット、NTTコミュニケーションズ、TOKAIコミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム>

- ▶ プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸と設備利用形態は異なるが、二種指定設備の利用との間に一定の同等性が確保されており、技術面（VoLTE対応、網間接続等）、制度面（電気通信番号、緊急通報機関接続、MNP等）、経済負担面（フルMVNO化、IMS設置等）の課題があるIMS接続と比較して、当面の接続形態として現実的であり評価できる。

<日本通信>

- ▶ プレフィックス自動付与機能は、中継事業用設備の存在及びSIM交換の必要性を踏まえると、モバイル音声卸と同様の設備利用形態・利用条件で利用できない。
- ▶ プレフィックス自動付与機能では、MVNOは着信接続料を得ることができないため、MVNOに一方的なコスト負担を強いるものである。
- ▶ プレフィックス自動付与機能には、SIMの交換を要すると説明されている。SIM交換はエンドユーザの利便性を著しく損なうものであり、MVNOから顧客を流出させる要因となる。

2 . a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

<KDDI、ソフトバンク>

- プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、二種指定設備の利用について一定程度の同等性が確保されており、その他の接続形態と比べても最善かつ現実的。
- IMS接続については、MVNO委員会から特に中小規模のMVNOには現実的には困難である旨の意見があり、様々な技術的課題や制度的課題があることから実現が難しいと整理されたものと認識。

<ソフトバンク>

- IMS接続についてMVNOからの要望があれば真摯に協議に応じる考えだが、様々な課題が想定される。

3. b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

<テレコムサービス協会、IIJ、オプテージ、NTTコミュニケーションズ、TOKAIコミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム>

- ▶ プレフィックス自動付与機能に係る緊急通報等がコストベースの卸役務で提供される場合は、中継事業者の中継電話役務等と組み合わせることで、実質的にモバイル音声卸と同様の役務を提供することは可能。

<テレコムサービス協会、オプテージ>

- ▶ プレフィックス自動付与機能と音声卸役務との通話品質の差異は、二種指定事業者のみに帰する課題ではなく、中継事業者や固定通信事業者等との間の接続条件に起因する課題であることから、代替性評価の観点では「同様の役務」の範疇と捉えることが適当。ただし、事業者間で、この課題の解消に向けた努力が行われることが望ましい。
- ▶ 提供条件の制約によって、卸から接続に移行することが困難な場合は、観点d)のみならず観点b)にも適合しないと評価されることが適切。

<IIJ>

- ▶ 通話品質の差異やPSTNマイグレーションによる競争環境の変化が、代替性にどのような影響を与えていくのか、中長期的に注視が必要。

3 . b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

<日本通信>

- プレフィックス自動付与機能は、音声卸役務に比して通話品質が劣る可能性が否定できないこと、SIM交換を必要とすること及び海外ローミングによる海外発信の音声通信役務を提供することができないことから、モバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供することはできない。

<KDDI、ソフトバンク>

- プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸と提供可能な役務範囲は異なるものの、それに付随する卸役務として緊急通報等を提供しており、実質的に接続でモバイル音声卸と同様の役務を提供することは可能。